

第 5 編 災害復旧・復興計画

第1章 被災者のくらしとしごとの再建の支援

第1節 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

町は、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、被災者台帳を作成するとともに、罹災証明書の交付体制を確立する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被災者台帳の作成	総務部	
第2 罹災証明書の発行	総務部	磯城消防署（火災）

第1 被災者台帳の作成

本部長（町長）は、町域に係る災害が発生し、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第90条の3に基づき、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

被災者台帳の作成にあたっては、総務部調査班が、被災状況を調査のうえ、被災者台帳を整備し、必要事項を登録する。

- 1 家屋台帳及び住民基本台帳から被災世帯について、罹災台帳を作成する。
- 2 建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 罹災証明書の交付

町域に係る災害が発生し、当該被災者から、罹災証明書の申請がなされたとき、本部長（町長）は、災害対策基本法第90条の2に基づき、遅滞なく住家の被害及びその他町の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付する。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備にあたっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

総務部調査班は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、マニュアル等の作成並びにそれに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成及び他の地方公共団体、民間の団体等との連携の確保等に

努めるとともに、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行は、1回限りとし、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

また、火災による罹災証明書は、磯城消防署が発行する。

【本節に関する資料】

資料編 5-10 罹災証明に関する様式

第2節 被災者の生活確保

町は、災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講じることにより、被災者の生活の確保を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被災者生活再建支援金	総務部	
第2 住宅の確保	産業建設部	
第3 雇用対策	総務部、産業建設部	ハローワーク桜井
第4 町税等の減免・徴収猶予等	総務部、住民福祉部、関係各部	
第5 災害援護資金・生活資金等の貸付	住民福祉部、総務部	町社会福祉協議会
第6 災害弔慰金等の支給	住民福祉部	

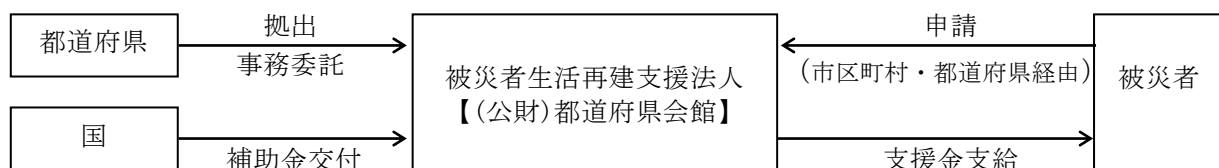
第1 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、支援金を支給する。

総務部総務班は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査（総務部調査班による住宅の被害認定及び罹災証明書等の発行）・とりまとめ（総務部総務班による被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類の受け付け及び県への送付）等、支給に関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

県は、市町村からの被害状況をとりまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類のとりまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

なお、被災者生活再建支援金制度の概要については、資料編に示すとおりである。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

支援金支給の仕組み

第2 住宅の確保

産業建設部まちづくり建設班は、県及び防災関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家活用、仮設住宅等の提供等を行うとともに、自力で住宅を確保する被災者に対しての支援を行う。

1 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、県と連携のもと、住宅復興計画を策定し、被災地の実情にあった施策を推進する。

2 住宅の供給促進

民間、県、都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅、都市機構賃貸住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の建設・供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、災害公営住宅を建設・供給する。

(3) 民間賃貸住宅の供給促進

県と連携し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て、物件の紹介に努める。

また、災害の規模等に応じて、住宅金融支援機構を利用し、優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災者の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

(4) 災害住宅に対する融資

県と連携し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸し付けが、被災者に対し円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施する。

なお、県は、あらかじめ締結している住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

3 その他の対策

(1) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

(2) 被災者再建支援相談窓口の活用

被災者再建支援相談窓口の活用により被災者の住宅確保のための相談に積極的に対応する。

第3 雇用対策

1 事業者への雇用維持の要請

産業建設部地域産業推進班は、総務部各班と連携し、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図る。このため、被災者向け救援を行うにあたっては、町内被災事業者の復旧の妨げにならないよう留意し、可能な限り町内事業者・被災者の活用・雇用に努めるとともに、県と連携し、町内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

また、雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援助成を行う。

2 職業のあっせん等の要請

産業建設部地域産業推進班は、総務部各班と連携し、災害による離職者の把握に努めるとともに、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県と連携し、ハローワーク桜井に対し、以下の事項の実施について要請する。

- (1) 災害による離職者の把握
- (2) 求人開拓による就職先の確保
- (3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- (4) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (5) 被災者の再就職促進のための就職説明会等の開催

3 雇用保険の失業給付に関する特別措置

ハローワーク桜井は、災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く。）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し、休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者を、雇用保険上の失業者として取り扱い、雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む。）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことができない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

第4 町税等の減免・徴収猶予等

1 町税の減免措置等

総務部調査班は、地方税法、田原本町税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は町税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税（付）義務者が町税等を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災した者に対して、個人の住民税・固定資産税等の町税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険税の減免

住民福祉部住民保険班は、災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

3 介護保険料の特例措置

住民福祉部長寿介護班は、災害によって被災した住民に対して、介護保険法に基づき、次の特例措置を講じる。

(1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保険法第33条第3項）

(2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）

(3) 保険料の減免（介護保険法第142条、田原本町介護保険条例第11条）

(4) 保険料の徴収猶予（介護保険法第142条、田原本町介護保険条例第10条）

4 その他徴収金の減免等

関係各班は、災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

第5 災害援護資金・生活資金等の貸付

住民福祉部健康福祉班及び住民福祉部こども未来班は、総務部総務班（経理担当）と連携のもと、災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって町域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、「生活福祉資金の貸付制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が県内居住の低所得者世帯に対して行っている、生活福祉資金の災害援護資金貸付が迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

なお、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付け対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸し付け対象とはならない。

3 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

(1) 母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(2) 父子福祉資金

父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

第6 災害弔慰金等の支給

住民福祉部健康福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

【本節に関する資料】

- | | | |
|-----|-----|-----------------|
| 資料編 | 4-1 | 災害弔慰金の支給等に関する条例 |
| 資料編 | 4-2 | 被災者生活再建支援金制度の概要 |

第2章 被災者のこころとからだのケア

第1節 被災者生活再建相談窓口の開設

町は、被災者生活再建相談窓口を開設し、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被災者生活再建相談窓口の開設	住民福祉部、各部	
第2 相談内容・要望の処理	住民福祉部、各部	

第1 被災者生活再建相談窓口の開設

1 被災者生活再建相談窓口の開設

住民福祉部住民保険班は、被災者からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、防災関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に被災者生活再建相談窓口を開設する。

2 実施体制

- (1) 各部から状況に応じて相談窓口担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- (2) 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについては、女性の専門相談員が電話、面接相談等により相談を行う。
- (3) 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙等で住民へ周知する。

第2 相談内容・要望の処理

1 相談内容

相談窓口への相談内容については、被害の状況、復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 職業のあっせん等雇用対策に関すること。
- (2) 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- (3) 災害弔慰金等の支給、災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- (4) 住宅の修理、解体、再建、融資制度の利用に関すること。
- (5) 土地、建物の登記に関すること。
- (6) ライフラインの復旧に関すること。
- (7) 罹災証明書の発行に関すること。

- (8) 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- (9) 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
- (10) 女性独自の相談（心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談等）に関すること。
- (11) その他生活再建に関すること。

2 要望の処理

相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び防災関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

第2節 被災者健康維持活動

町は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、中和保健所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、田原本町医師会等防災関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 巡回相談等の実施	住民福祉部	中和保健所、田原本町医師会
第2 心の健康相談の実施	住民福祉部	中和保健所

第1 巡回相談等の実施

住民福祉部健康福祉班は、被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、応急仮設住宅、被災地区等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

- 1 被災者の栄養状況を把握し、食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理方法等の指導を行う。
- 2 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- 3 中和保健所は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、町に助言する。

第2 心の健康相談の実施

住民福祉部健康福祉班は、災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

また、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3章 公共施設の災害復旧及び経済の振興対策

第1節 公共施設等の復旧

町は、災害により被災した公共施設の早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮して、可能な限り改良復旧の実施を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害復旧事業計画の作成	各部	
第2 災害復旧事業の実施	各部	

第1 災害復旧事業計画の作成

1 災害復旧事業計画の作成

各部は、それぞれが所管する公共施設に関し、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、県と十分協議し、災害復旧事業計画の策定に努める。

なお、総務部は、計画相互の調整等庶務業務を行う。

2 災害復旧事業期間の短縮

各部は、災害復旧事業計画の作成にあたって、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう防災関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

なお、公共施設の災害復旧事業計画のうち、町に関連するものはおおむね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川災害復旧事業計画
- イ 道路災害復旧事業計画
- ウ 下水道災害復旧事業計画
- エ 公園災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

各部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、査定実施が速やかに行われるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

第2 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2節 激甚災害の指定

町は、甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 激甚災害指定の手続き	各部	
第2 激甚災害の指定促進措置	各部	

第1 激甚災害指定の手続き

1 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

各部は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助の交付手続き

総務部総務班は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、本部長（町長）の指示のもと、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

第2 激甚災害の指定促進措置

各部は、著しく激甚である災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査し、把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

【本節に関する資料】

資料編 4-3 激甚災害制度の概要

第3節 被災中小企業の振興

町は、被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 資金需要の調査	産業建設部	田原本町商工会
第2 中小企業者に対する支援制度の周知	産業建設部	田原本町商工会

第1 資金需要の調査

産業建設部地域産業推進班は、再建資金の需要を把握するために県が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

第2 中小企業者に対する支援制度の周知

産業建設部地域産業推進班は、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫による災害復旧融資、その都度必要に応じて県の協力要請により実施される地元一般銀行等による中小企業向け災害復旧資金緊急融資などの支援制度について、商工会やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

第4節 被災農業者への融資

町は、被災した農業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 資金需要の調査	産業建設部	奈良県農業協同組合
第2 農業者に対する支援制度の周知	産業建設部	奈良県農業協同組合

第1 資金需要の調査

産業建設部地域産業推進班は、再建資金の需要を把握するために県が実施する農業関係者の被害状況調査に協力する。

第2 農業者に対する支援制度の周知

産業建設部地域産業推進班は、天災融資資金、及び日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット融資等の支援制度について、奈良県農業協同組合等の農業関係団体との協力のもと、農業関係者に周知徹底を図る。

第4章 災害復旧・復興計画の策定

第1節 災害復旧・復興方針

町は、災害発生後から被災者が速やかに再起できるよう各種支援を行うとともに、社会経済基盤の再構築を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 基本方針	町長公室部	
第2 復旧・復興対策体制の整備	各部	

第1 基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

町は、県、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進する。

第2 復旧・復興対策体制の整備

本部長（町長）は、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、県と連携し、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するとともに、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- 1 復旧・復興計画の策定
- 2 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- 3 県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
- 4 県の設立する復興基金への協力
- 5 復旧・復興計画の進捗管理
- 6 被災者の生活再建の支援

- 7 相談窓口等の運営
- 8 民心安定上必要な広報
- 9 その他の復旧・復興対策

第2節 災害復旧・復興計画の策定

町は、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活をめざし、発災後、復旧・復興の主役である住民各層の意見を踏まえて、復旧・復興計画を策定する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 復旧・復興計画の策定	町長公室部	県（関係各課）
第2 地域住民の合意形成	町長公室部	県（関係各課）
第3 技術的・財政的支援	町長公室部	県（関係各課）

第1 復旧・復興計画の策定

県は、各市町村が策定する復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復興に関する基本的な方針（復興ビジョン）を策定し、これを周知する。

本部長（町長）は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県の示す復興基本方針に基づき、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員によって構成される災害復旧・復興検討委員会を設置し、災害復旧・復興計画を策定する。

この計画では、市街地の復旧・復興に関する計画、住宅の復旧・復興に関する計画、産業の復旧・復興に関する計画、生活の復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

また、計画作成段階で地域住民の参加と理解を求め、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりをめざすものとし、災害復旧・復興計画を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

第2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び市町村は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

第3 地域住民の合意形成

地域復興の主体は、その地域住民であることから、本部長（町長）は、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

第4 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復興財源の確保を図るほか、復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、復興基金の設立について、検討する。

本部長（町長）は、県に対し必要な情報提供、技術的・財政的支援の要請を適宜行う。